

2022年4月21日

オリックス生命保険株式会社

## 子育てサポート企業として「くるみん認定」を取得

～仕事と子育ての両立を支援、社員一人一人が活躍し続ける会社を目指して～

オリックス生命保険株式会社（本社：東京都千代田区、社長：片岡 一則）は、このたび、子育てサポート企業として、厚生労働大臣から「くるみん認定」を取得しましたのでお知らせします。



「くるみん認定」は、次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育ての両立に取り組んでいる企業を、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣が認定する制度です。企業は、従業員の子育て支援のための行動計画策定や一定水準以上の育児休業取得、育児に伴う短時間勤務制度の設置など 10 の基準を全て満たした場合に、「くるみん認定」を受けることができます。

当社は、仕事と子育てを両立しながら、社員一人一人が活躍し働き続けられるよう、法定基準を上回る育児休職制度や育児短時間勤務制度、子どもの看護休暇制度など、各種制度の拡充に努めてまいりました。当社の育児休職制度は、子どもが 3 歳に達する期間まで利用可能です。この制度は 2 回に分けて取得することも可能なため、期間中であれば再び休職を選択することができます。また、育児短時間勤務制度は、子どもが小学校を卒業するまで利用でき、仕事と子育てを両立しやすい柔軟性のある働き方が可能です。

なお、2021 年度には育児休職者の 97% が復職し、各種制度を活用しながら仕事と子育ての両立を実現しています。

当社は、今後も社内制度や職場環境を整備し、全ての社員が能力を最大限に発揮できる働きやすい職場づくりに努めてまいります。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

経営企画部広報チーム 高原・林・岩井 TEL： 03-4212-4034

# Press Release



## 【仕事と家庭の両立支援制度（出産・育児・介護）】

	法定基準	当社
出産・育児	育児休職制度	最長で2歳に達するまで
	育児時間の取得	1日あたり1時間
	育児短時間勤務制度	3歳未満まで
	子の看護休暇	年5日、2人以上年10日
介護	介護休職制度	93日
	介護休暇制度	年5日、2人以上の場合は年10日
	介護短時間勤務制度	対象家族1人につき、下記措置のいずれかを取得した日から連続する3年以上の期間で2回以上利用可能とする ・所定労働時間を短縮する制度 ・フレックスタイム制 ・始業・就業時間の繰り上げ、繰り下げ ・介護サービス費用の助成

※1 第2子以降に育児休職を取得する場合は、第1子と通算して原則5年を限度としますが、法定通り最長で2歳に達するまでの取得は可能です。

※2 育児時間の取得は、子が1歳に達する前に復職する社員を対象とします。

※3 対象家族1人につき通算3年間の利用が可能です。育児時間を同時に取得する場合は、育児時間と介護短時間勤務制度でそれぞれ1日1時間の短縮を限度とします。

## 【柔軟な働き方を支援する制度】

フレックスタイム制度	1カ月以内の一定期間の総労働時間を定めておき、社員がその範囲内で各日の始業終業の時刻を選択して働く制度。
リフレッシュ休暇取得推進制度	有給休暇とは別に、連続5日間の特別休暇を毎年取得可能。同休暇と年間の有給休暇5日以上の取得を条件に5万円の奨励金を支給。
自分磨き制度	社員に対して年間一定金額の福利厚生ポイントが付与され、資格取得や語学学習などの自己研鑽、スポーツジム利用などの健康増進、育児・介護関連サービスの利用による家庭と仕事の両立支援などを一人一人が自由に選択できる。
配偶者転勤休職制度	配偶者の転勤により、転居先でのエリア変更による就業が困難な場合、最大5年間の休職を認める。
カムバック再雇用制度	退職者が退職時の理由を問わず（転職による退職も可）、再入社したい旨を応募できる制度。